

□□□□ 岐阜地方・家庭・簡易裁判所パース □□□□

岐阜地方・家庭・簡易裁判所の完成予想パース(外観イメージ)です。河原町など岐阜らしい歴史的まちなみの構成要素「格子」「深い軒」等の伝統的要素を現代的にアレンジして庁舎デザインに取り入れています。現在、平成25年度内の完成に向けて施工中です。

◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

- 年頭の所感 ～「安全性」の説明責任について～
- 官公庁施設の地震・津波対策に向けた基本戦略(素案)を提案
- 現場と地域の関わり(現場に小学生がやってきた!)
- 中部地区「公共建築の日」記念イベント
- 平成24年度「中部ファシリティマネジメント研究会」について
- 外断熱工法について
- 官庁施設の事後評価について
- 平成24年度営繕工事安全連絡会議(前期)について
- 「岐阜地方・家庭裁判所建設工事」において『現場体験学習会』を開催
- 「現場事故0」を目指し、工事担当者の安全意識の向上!
- 設計図が建物になるのはすごい! 職人さんはすごい!



年頭の所感

～「安全性」の説明責任について～

中部地方整備局

前営繕部長 羽山 真一

(1月1日付けで関東地方整備局に異動になりました)

新年明けましておめでとうございます。新しい年を迎え、何事に対しても新鮮な視点で、より良くしてやろうという気持ちでいきたいと思っています。本年も、どうぞよろしくお願いいたします。

中部地方整備局では、来るべき南海トラフを震源とする巨大地震・津波に備えるべく、防災・減災への取組を強力に進めるとともに、我々の活動や取組を国民の皆さんにわかっていただくための広報に注力しています。中部地方整備局営繕部におきましても、昨年は、東海地域の地震・津波対策を連携して行うため、「東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会」(以下、「検討会」という)を立ち上げ、問題意識や最新情報の共有、課題のとりまとめなどを先導するとともに、公共建築月間のイベント「巨大地震・津波の教訓を我が地域に活かそう～官公庁施設の地震・津波対策～」を開催するなど、積極的な広報活動にも取り組みました。

そのような中、昨年開催した「検討会」で、某県の担当課長から「新築の建物と、耐震改修をした建物は、同じように「安全」という説明で良いか」といった問題提起がありました。ご承知のように、耐震改修は、既存建物に構造的な補強等の改修をして、目標とする耐震性能を確保する訳ですが、設定した目標に向かって全て新たに作り上げる新築と同じ「安全」が確保できていると言えるかという疑問です。建築後何十年も経過した既存の建物について、サンプルを採取してコンクリートの強度確認をしたり、目視等による劣化度の調査をしたりして性能評価の際考慮することができることもありますが、当初の設計図にない位置に配管等が多数走っていたり、基礎杭の耐震補強ができなかったり、免震構造の採用の場合に、クリアランスが十分とれなかったり・・・で、既存建物という制約の中での耐震性能確保には限界があり、場合によっては目標そのものを下げることがあるかもしれません。

東日本大震災後には「想定外」が禁句のように扱われはじめ、「限界的地震動(地震学及び地震工学的見地から施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動)を策定して、耐震設計を行う」やり方、これは最も安全性を求められる原子炉施設等の耐震設計に取り入れられている方法ですが、これを全ての建物に適用しなければならない程の勢いです。原子炉施設の耐震設計審査指針では、この「限界的地震動」についても、「地震学的見地からは、策定された地震動を上回る強さの地震動が生起する可能性は否定できない。「残余のリスク」の存在を認識し、それを合理的に実行可能な限り小さくするための努力が払われるべき」との解説が示されています。現在、原発の再稼働問題に絡め、マスコミで大きく取り上げられているように、活断層の有無についてさえも学者の間で見解が異なるようなことがある中、重要施設の安全性の説明責任は一筋縄ではいきません。

我々が担当する公共建築についても、当然、一般国民、一般市民への説明責任を果たさなければなりません。安全性の確保はもちろんのことですが、コストを無尽蔵にかけて良いわけでもありません。特に、既存建物の耐震改修では、「当該建物の立地場所に想定される地震がこの程度で、その発生確率はこの程度、残りの供用期間がどれだけで、既存部分にこのような制約があるので、こういう耐震性能を確保している、余力としては・・・」など、できるだけ一般用語でわかりやすく説明しなければなりません。そうは言っても、「安全」、「東日本大震災クラスでも大丈夫」といった、もっと単純なキーワードが求められそうです。構造設計を齧った者としては、悩ましい日々が続きそうです。

官公庁施設の地震・津波対策に向けた基本戦略(素案)を提案 ～「第2回東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会」～

営繕部 計画課

中部地方整備局営繕部では災害時でも官公庁施設の機能を維持するため、管内の4県3政令市などで組織する「東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会」を平成24年7月30日(月)に立ち上げました。アドバイザーに福和伸夫名古屋大学減災連携研究センター長を迎え、オブザーバーに国の機関の営繕担当部局を加えています。

第2回検討会は11月16日(金)に名古屋市中村区の愛鉄連厚生年金基金会館で開催され、国土交通本省での検討状況を報告すると共に、地震・津波災害に備え官公庁施設の施設整備において取り組むべき事項を基本戦略(素案)として提案し、東海地方における課題や対策方針を議論しました。

基本戦略では重点的に取り組むべき課題として、以下の3点を上げています。

1. 施設の立地のあり方
2. 施設整備のあり方(配慮すべき検討課題)
 - ・最大級の地震に対して
 - ・長時間にわたる地震動に対して
 - ・津波に対して
 - ・ライフラインの途絶に対して
3. 施設の使用・保全のあり方

改修では残余の供用期間が相対的に短いため、その中で有効活用するための目標を設定すると共に将来を見据えたうえで予算を確保し、計画的な改築を進めるべきであるとの意見が出されました。

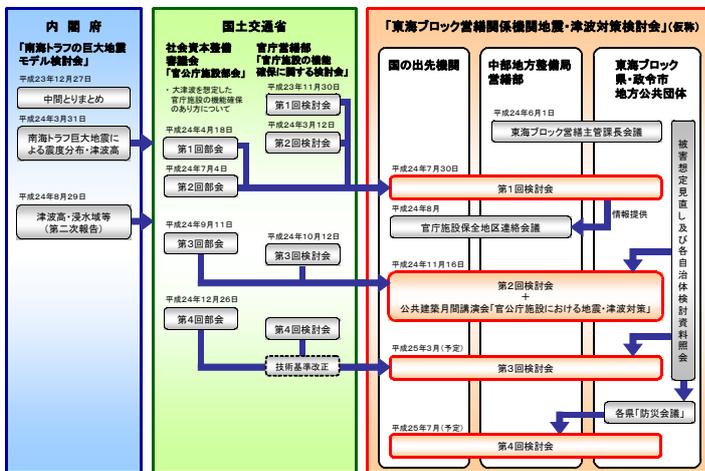
また施設の安全性について機能や地域性を考慮して社会に説明していくことの必要性や本検討会の成果を防災部局と連携して他の部局や市町村にも広く情報提供していくべきとされました。



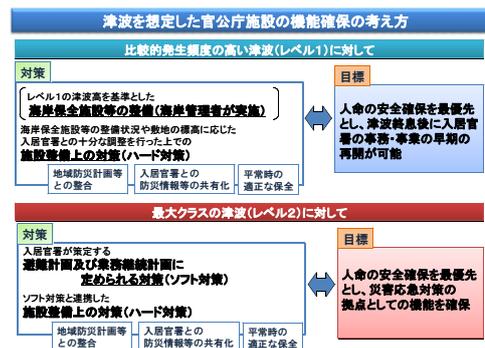
羽山前営繕部長 挨拶



検討会での討論状況



地震・津波対策検討会スケジュール



現場と地域の関わり（現場に小学生がやってきた！）

静岡営繕事務所

静岡営繕事務所では関東農政局静岡地域センターの耐震改修工事を行いました。

本工事で起きた地域住民との心温まるふれあいについて紹介します。10月初めのとある夕方の方の出来事です。小学校高学年の男の子と低学年の女の子が現場にやってきて、休憩中の大工さんに「励ましのお手紙」と「手作りの花束」をプレゼントしてくれました。

励ましのお手紙には「休みが1日しかありませんが、おてがみとお花をおくるので、がんばってください。」と書かれていました。本工事では騒音の発生する解体工事部が含まれているため、閉庁日の土曜日に現場作業を実施し、日曜日を休工としていたことから、女の子は励ましのプレゼントを思いついたのだと思います。プレゼントを受け取った大工さんは、大変感激したそうです。

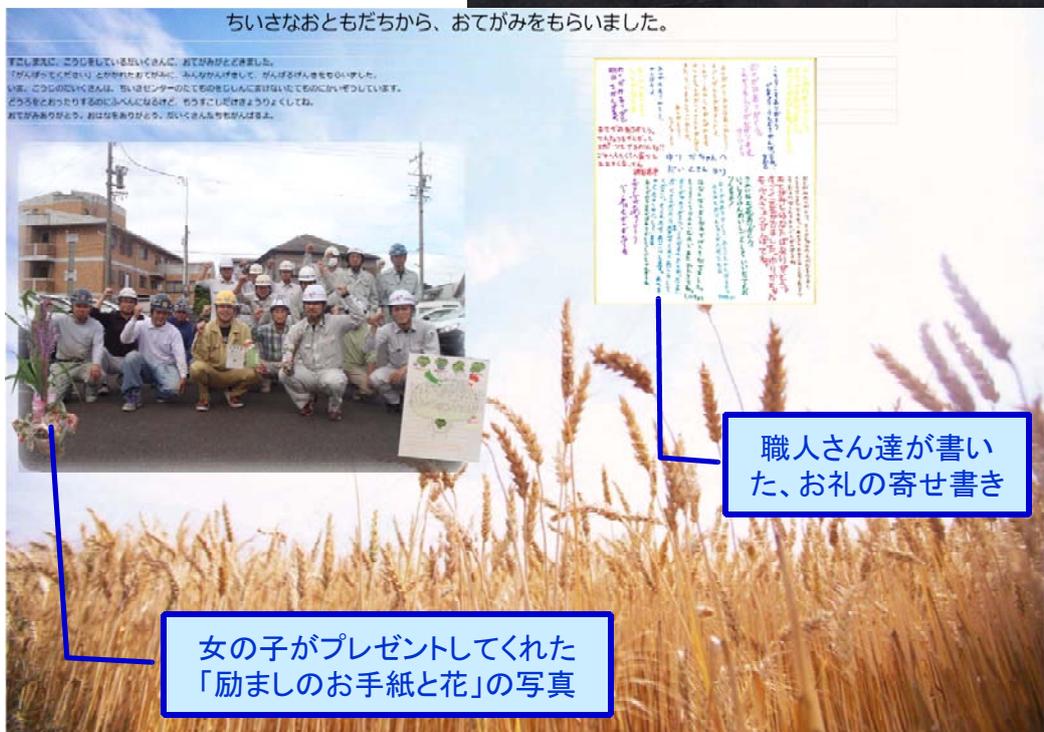
【看板設置状況】

後日、現場代理人が恥ずかしがる職人さん達を説得して「お礼の寄せ書きの色紙」を作り、お手紙に記されていた住所を訪ねて、女の子にお礼の言葉を送るとともに、色紙を渡しました。

現在は、いただいたお手紙と花の写真、お礼の色紙と職人さん達の写真で作成したポスターをお礼の意を込めて通学路に面した工所用掲示板に掲示しています。



本施設は静岡市中央部の住宅街に位置するため、工事を行うにあたって、騒音・振動等の近隣への配慮が課題となりましたが、近隣住民の方の協力のおかげで、11月に無事完成を迎えることができました。



掲示板に設置した看板

中部地区「公共建築の日」記念イベント

営繕部 計画課

11月11日は公共建築の日(※)。11月は公共建築月間です。

公共建築は人々の生活に密接な係わりを持ち、地域の活性化や街並みの形成にも重要な役割を担っています。また近年、施設の整備や運営にも地域との連携を図っていく気運が高まっている中で公共建築に対する理解や関心を持っていただくことを目的に平成15年に定められ、今年度で10回目となります。(※建築の基本的な構造を象徴する4本の柱のイメージと国会議事堂の完成(昭和11年11月)などから、11月11日が「公共建築の日」となりました。)

■イベント概要

《テーマ:「巨大地震・津波の教訓を
我が地域に活かそう!」》

日 時:平成24年11月16日(金)13:00~17:15

会 場:愛鉄連厚生年金基金会館
(名古屋市中村区黄金通1-18)

主 催:「公共建築の日」及び「公共建築月間」
中部地方実行委員会

後 援:中部地方整備局、岐阜県、静岡県、愛知県、
三重県、静岡市、浜松市、名古屋市

参 加:156名



東日本大震災では、その被害の大きさから数々の問題が提起され、得られた教訓等を基に様々な検討が始められているところです。今般、政府の中央防災会議等において南海トラフの巨大地震による震度分布や最大津波高が見直されており、それらの検討成果や様々なハード・ソフトの教訓を取込むなど、効果的な施設整備、保全を進めることで、更なる「安全・安心な公共建築」を目指すことが必要です。

平成24年度の中部地区公共建築月間のイベントでは講演会・現場見学会・パネル展などを開催し、公共建築に関わる方々の意識の向上や、広く一般の方々の理解の促進を図るものです。

■講演の要旨

1. 「巨大地震・津波に備えて何をすべきか」

[名古屋大学減災連携研究センター長・教授 福和 伸夫 氏]

来るべき南海トラフの巨大地震について東日本大震災と比較しながら説明していただき、震災に対する備えの必要性、緊急性などについて講演していただきました。

2. 「東日本大震災における東北地方整備局営繕部の対応について」

[近畿地方整備局営繕部長(前 東北地方整備局営繕部長) 島崎 昭彦 氏]

被害状況の収集及び点検とその結果に基づく施設管理者への助言、TEC-FORCE活動状況、復旧工事の予算要求作業、発注手続きなどの進め方などについて、当時の写真なども交え講演していただきました。

3. 「東日本大震災における宮城海上保安部の対応について」

[第四管区海上保安本部総務部長(前 宮城海上保安部次長) 清水 昌幸 氏]

自身が陸前高田市で被災された時の状況や避難体験談、宮城海上保安本部職員による救助活動、捜索活動及び支援物資輸送、現場支援活動など輸送路の確保のため、航路標識の復旧作業にあたったことなどについて、講演していただきました

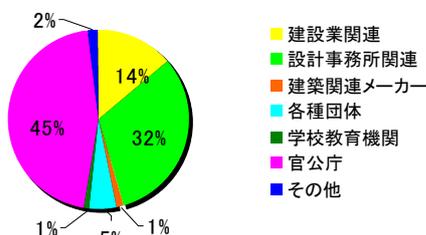
4. パネルディスカッション

巨大地震・津波に対する官庁施設の備えについて今現在の検討状況をはじめ、具体的な設計手法や対策工事などをスライドを交えて議論しました。

■ アンケート結果

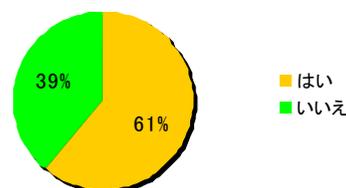
講演会後にアンケートに記入していただいた結果は以下の通りでした。

問1. あなたの職業などについて

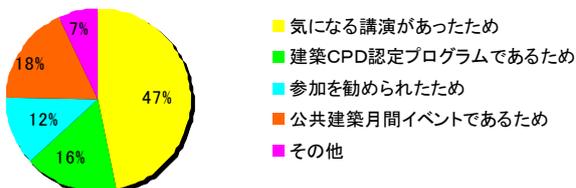


問2. 「11月11日は公共建築の日」

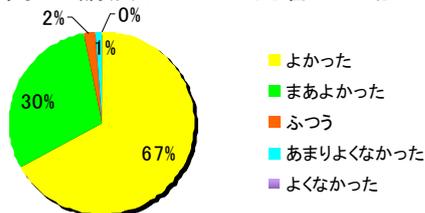
をご存知でしたか？



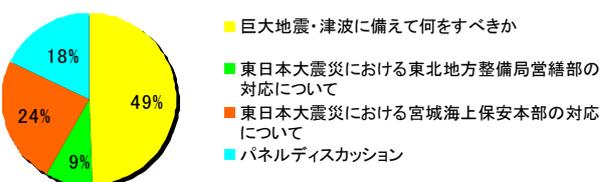
問3. 参加のきっかけは？



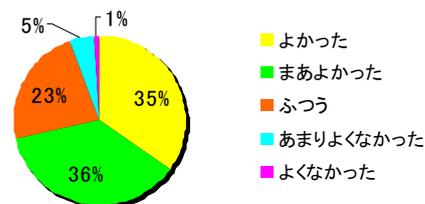
問4. 講演テーマや内容の全般について



問5. どの講演が良かったですか？



問6. 開催時期や場所について



[ご意見]

○講演テーマや内容の全般について

国や各県の具体的な検討状況の内容が分かり、参考になった。

建築構造以前の地盤についての話は興味深い物があった。

災害を軽減させるための知識は他分野の総合的な知識が必要だと考えさせられた。

○開催時期や場所について

交通の便の良いところでやって欲しい。

半年に一度くらい開催して欲しい。

○公共建築の講演会で希望するテーマはありますか？

建物の耐久性など経年経過と設備等の管理について

コストパフォーマンスの良いエコ技術の紹介・木造活用の技術と環境対策について

平成24年度

『中部ファシリティマネジメント研究会』について

営繕部 調整課

■概要

中部地方整備局営繕部にて主催している中部ファシリティマネジメント研究会（以下、「中部FM研究会」という）について平成24年度の開催状況等を紹介します。

中部FM研究会は中部地方の官庁施設を効果的にマネジメントすることを前提に、最小の経営資源の投入で最大の効果を得て価値を生む施設マネジメントを実現するため、民間外資系企業で導入が進んでいるFM手法を研究し、官公庁施設のマネジメントに導入することを目的として開催しており、官公庁施設の施設マネジメントに関することを幅広く研究テーマとしています。

研究会会員は東海ブロック営繕主管課長会議構成員及び他の国の機関、地方公共団体で構成され、平成16年9月より9年目を迎え毎年5回程度開催されており、平成24年度の開催概要は表-1のとおりです。

表-1 平成24年度中部FM研究会開催概要

回数	開催日	テーマ	講師(敬称略)	会場	備考
第1回	5月31日	FM概論(基本)	公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会 常務理事 成田 一郎	名古屋合同庁舎 第1号館 11階共用大会議室	終了 参加者68名
第2回	8月23日	自治体「FM維新」のすすめ	佐倉市役所 資産管理経営室 主幹 池澤 龍三	名古屋大学 東山キャンパス ES総合館	終了 参加者44名
第3回	10月19日	施設管理と法的責任	大森法律事務所 弁護士 大森 文彦	名古屋合同庁舎 第1号館 11階共用大会議室	終了 参加者78名
第4回	12月19日	日本郵政グループ公社化・民営化から現在に至るFMと不動産事業の変遷	日本郵政(株) 不動産部門 不動産企画部 部長 似内 志朗	名古屋合同庁舎 第2号館 8階共用大会議室	終了 参加者41名
第5回	1月31日	経営的視点からの建物保全(仮称)	金沢工業大学 環境・建築学部 建築学科 教授 円満 隆平	名古屋合同庁舎 第2号館 8階共用大会議室	

■第1回(平成24年5月31日)

公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会常務理事 成田一郎氏に『FM概論(基本)』についてご講演をいただきました。

ご講演では、「施設の管理は単一時点でのみ考えるのではなく、設備の老朽化や利用者ニーズの変化なども考慮した上で、効率的な長期修繕・更新管理を実現するシステムが必要だ」とした上で、戦略的な施設管理が官民を問わず重要と指摘しながら、FMの概論について説明されました。



(第1回)

■第2回(平成24年8月23日)

佐倉市役所 資産管理経営室 主幹 池澤龍三氏に『自治体「FM維新」のすすめ』のご講演をいただきました。

ご講演では、幕末の時代と現代の公共FMの取り組みの近似点を概観しつつ、自治体におけるFMへの取り組みから見てくる官と民の役割、官と官の連携、それらをつなぐ教育機関の重要性と「新たな公共」、「地方分権」の姿について説明されました。

今回は、名古屋大学主催の第4回公共施設マネジメント教育コースと同日開催となりました。



(第2回)

■第3回(平成24年10月19日)

大森法律事務所 弁護士 大森文彦氏に『施設管理と法的責任』についてご講演いただきました。

ご講演では、公的機関の施設管理の重要性が指摘されるなか、施設を管理する上で事故や故障を未然に防ぐための心構えなどを具体的なケーススタディにより説明されました。

また、大森氏から参加者へ問いかけながらの講演であり、施設管理者の立場に立って先ず考える事の重要性を説明されました。



(第3回)

■まとめ

発足当初から平成24年度までの参加者数は図1に示すとおり少しずつ増加傾向となっており、特に平成24年度第3回については国家機関の参加者(紫色)が大幅に増加しており、保全に関心が高まっていることが分かります。

また、ファシリティマネジメントの導入に関心が高まりつつあることを踏まえ、民間事例も含め、公共建築物のファシリティマネジメント事例など情報交換・提供等交流の場として定着しつつあります。

事務局では今後とも参加者の方々にとって有意義な情報が提供できるような運営に努めていきたいと考えております。

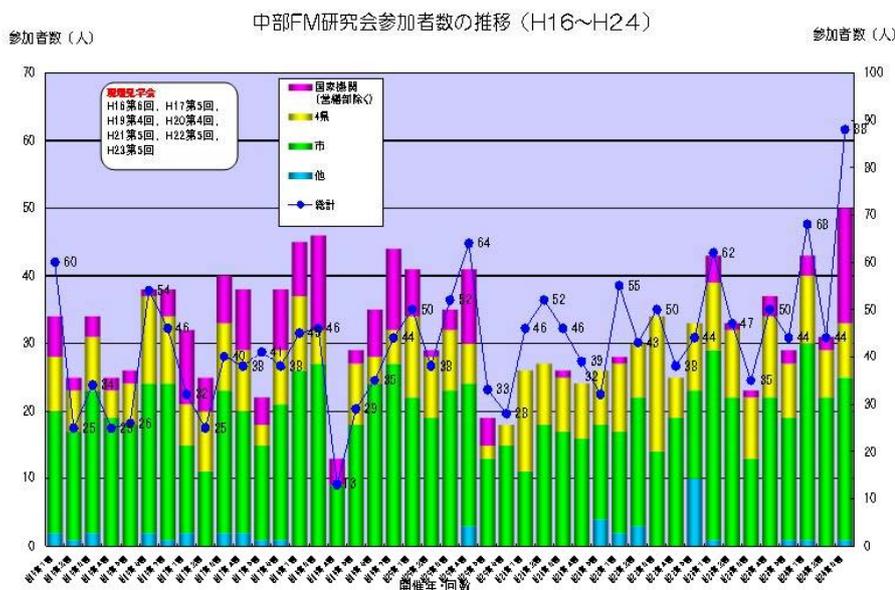


図1 中部FM研究会参加者数の推移 (H16~H24)

外断熱工法について

営繕部 整備課

■はじめに

中部地方整備局営繕部では「官庁施設におけるグリーン化の推進」に基づき、施設整備において地球温暖化対策に取り組んでおります。その一環として、平成25年度完成予定の豊橋港湾合同庁舎増築棟において、一般的には北海道等の寒冷地域で実施されている外断熱工法を導入することで庁舎の省エネルギー化を図り、その効果検証を行うこととしています。

■外断熱工法について

外断熱工法とは建物構造体の外側を断熱材で囲い、建物躯体への外気温による蓄熱等の影響を少なくする工法です。外断熱工法は開発過程の中で様々な工法が開発されており、大別すると躯体の水分を排出するための通気層の有無や、施工方法が乾式か湿式か、等で分類されています。以下にその効果を簡単に紹介します。

①**環境負荷の低減**: 構造体を断熱材で囲うため熱の流入・流出が抑えられ、非常に高い断熱性能を持つことにより冷暖房の効率が向上し、冷暖房エネルギーの消費が軽減されます。ただし高断熱環境では暖房と冷房の中間期に内部発熱が外部に発散されにくいいため、ナイトパーシ等の内部発熱の熱処理を考慮した空調計画が必要となります

②**躯体の長寿命化**: 躯体が直接外気や日射に触れず、また断熱材により躯体の温度変化が抑えられることで、コンクリートの中酸化による劣化や熱膨張・収縮によるひび割れの発生が抑えられ、躯体の寿命が延びます。

③**結露の防止**: 建物全体が保温されているため、空調部分と非空調部分の温度分布がほぼ均一となり、また壁面温度が室内温度に同調するため、結露の発生が防止されます。

外断熱工法は以上の特徴から、省エネルギーに有効な工法とされ、海外では欧州を始めとして普及が進んでいます。一方で日本の場合、温暖地域では省エネルギー効果が不明のため、あまり普及していない状況です。中部地方整備局営繕部においても温暖地域での外断熱導入の実績がなく、本件が初の試みとなります。

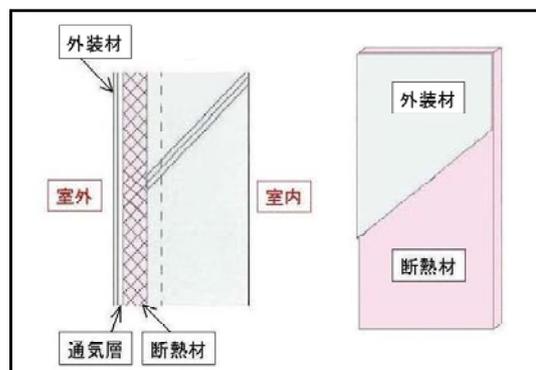


～豊橋港湾合同庁舎増築棟～

■事例紹介

今回外断熱を導入する豊橋港湾合同庁舎増築棟は鉄筋コンクリート造3階建、延べ面積909㎡の新築庁舎です。本庁舎では外断熱工法の他に築庁舎も複層 Low-eガラス、太陽光発電設備等を導入しており、庁舎の運用エネルギーの削減を図っています。

本庁舎では躯体の水分の適切な排出及び断熱施工前の検査による躯体品質の確保、並びに外壁強度の十分な確保を目的として、通気型の後貼り外断熱工法を採用しています。また外断熱工法の効果検証方法として、躯体及び室内温度の時間変化や温度分布、結露の有無、並びに消費エネルギー等のデータを収集し、外断熱工法の効果検証を行うこととしています。



～採用外断熱工法～

官庁施設の事後評価について

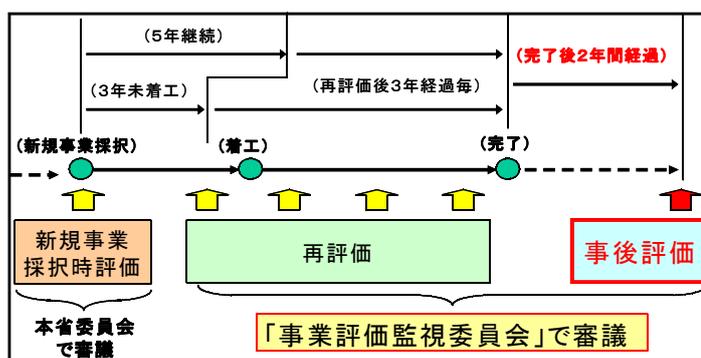
(名古屋港湾合同庁舎(別館)・多治見税務署の事後評価)

営繕部 技術・評価課

公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管の公共事業の評価(事業評価)を行っています。

この事業評価には建物本体の事業費を予算化する時点で行う「新規事業採択時評価」、事業採択された事業の内、一定の期間が経過した事業、または社会情勢の急激な変化等により行う「再評価」、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討する「事後評価」があります。

また、事後評価の結果は同種事業の計画・調査の在り方や事業評価手法の見直し等に反映します。



官庁営繕事業の事業評価の流れ

官庁営繕の事業評価は平成13年8月に、「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」及び「官庁営繕事業に係る再評価手法」を新たに策定しました。

そして平成15年12月にはこれらを改定し、「官庁営繕事業に係る事後評価手法」を新たに制定しました。その後、数回の改正を経て、平成23年3月には評価の骨格は変えずに「事業計画の効果」の評価指標の改正などを主眼として「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の3つの視点から評価を行う評価手法となりました。

基本となる評価方法は以下に示す通りです。

事後評価の方法は「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の3つの視点から評価を行います。

<p>■事業計画の必要性 「事業計画の必要性」に関する評点が、100点以上であることを確認する。</p> <p>・必要性に関する評点の算出は、既存庁舎の老朽、狭隘などの視点から、「事業計画の必要性に関する評価指標」に基づき評価する。</p>	<p>■事業計画の合理性 「事業計画の合理性」に関する評点が、100点であることを確認する。</p> <p>・合理性に関する評点の算出は、事業案による合同庁舎と、代替案である既存施設の建替、改修・増築もしくは民間ビルの賃貸借などについて、「事業計画の合理性に関する評価指標」に基づき評価する。</p>	<p>■事業計画の効果 「事業計画の効果」に関する評点が、100点以上であることを確認する。</p> <p>B1 (業務を行うための基本機能)を評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令・条例に適合 適正な面積 適切な室内空間 敷地の場所等が適切 <p>B2 (施策に基づく付加機能)を評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境対策の推進 自然エネルギー利用 ユニバーサルデザイン 地域との連携等
---	---	---

官庁営繕事業における事業評価の3つの視点

本年度の事後評価は平成19年度に事業採択され、平成21年度に完成した「名古屋港湾合同庁舎(別館)」及び平成20年度に事業採択され、平成21年度に完成した「多治見税務署」の2件について評価を行いました。

※名古屋港湾合同庁舎(別館)の事後評価結果

名古屋港湾合同庁舎(別館)における3つの視点の結果は以下のとおりです。

■事業の必要性

計画理由	評価の根拠	新規採択時評点	今回評点	評点	備考
老朽	現存率41 (構造体力低下による耐震強度不足)	100	100	100	主要素
狭あい	面積率0.75	50	50	5	従要素(評点×0.1)
借地返還		0	0	0	
分散		0	0	0	
都市計画の関係		0	0	0	
立地条件の不良		0	0	0	
施設の不備	災害活動に必要な電力、水等の確保に関する不備	80	80	8	従要素(評点×0.1)
衛生条件の不良		0	0	0	
合同庁舎計画		10	10	10	
特定国有財産整備計画		10	10	10	
評点				133	≥100

注)合同庁舎計画及び特定国有財産整備計画に基づく計画の場合、10点を加算する。

・評点が100点以上(133点)であるため、事業計画の必要性がある。

■事業の合理性

【代替案】民間賃貸ビルへの入居

- ・今回事業の対象官署は、業務上名古屋港に面した立地条件でなくてはならない。
- ・業務上必要な事務室面積は、約3,600㎡である。
- ・災害時に、海上危機管理機能を発揮できる、耐震安全性を有した構造の建物でなければならない。(建築基準法の1.5倍の構造強度)

※名古屋港近辺に、以上を満足する賃貸ビルが存在しない。

・また、本官署が入居できる公共施設(合同庁舎等)は存在しない。

・他の案では事業と同等の性能の確保ができないと評価される場合は、「事業計画の合理性に関する評価指標」に基づき、100と評価される。

■事業の効果

分類	評価項目	新規採択時評価		事後評価	
位置	用地の取得・借用(B1)	1.1	国有地に建設されている。	1.1	同左
	災害防止・環境保全(B1)	1.0	自然的条件からみて災害防止・環境保全上支障がない。	1.0	同左
	アクセスの確保(B1)	1.1	施設へのアクセスは良好	1.1	同左
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性(B1)	1.0	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	1.0	同左
	敷地形状等(B1)	1.0	敷地全体が有効に利用されており、安全・円滑に敷地への出入りができる。	1.0	同左
規模	建築物の規模(B1)	1.0	業務内容等に応じ、適切な規模となっている。	1.0	同左
	敷地の規模(B1)	1.0	建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。	1.0	同左
構造	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)(B1)	1.0	執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込みである。	1.0	同左
	社会性、環境安全性及び機能性(施策に基づく付加機能に該当する部分)(B2)	1.0	法令に基づく標準的な性能が適切に確保される。	1.1	施策に基づく機能が付加されている。
評点		121	≥100	133	≥100

・評点が100点以上(133点)であるため、業務を行うための基本性能を満足している。

※多治見税務署の事後評価結果

多治見税務署における3つの視点の結果は、以下のとおりです。

■事業の必要性

計画理由	評価の根拠	新規採択時評点	今回評点	評点	備考
老朽	現存率61%	80	80	8	従要素(評点×0.1)
狭あい	面積率0.61	70	70	7	従要素(評点×0.1)
借地返還		0	0	0	
分散		0	0	0	
都市計画の関係	多治見駅北土地区画整理事業施行地内	90	90	90	主要素
立地条件の不良		0	0	0	
施設の不備	書庫等の不足、設備機器の老朽化のため業務の遂行に支障を来している	60	60	6	従要素(評点×0.1)
衛生条件の不良		0	0	0	
合同庁舎計画		0	0	0	
特定国有財産整備計画		0	0	0	
評点				111	≥100

・評点が100点以上(111点)であるため、事業計画の必要性がある。

■事業の合理性

【代替案1】増築及び既存庁舎の改修

今回の事業は、土地区画整理事業による移転に伴う建替えであり、現地での増築及び既存庁舎の改修はできない。

【代替案2】民間賃貸ビルへの入居

多治見市内に、必要事務室面積（約2,000㎡）を満足する賃貸物件が存在しない。

また、近隣に、本税務署が入居できる公共施設（合同庁舎等）は存在しない。

・他の案では事業と同等の性能の確保ができないと評価される場合は、「事業計画の合理性に関する評価指標」に基づき、100と評価される。

■事業の効果

分類	評価項目	新規採択時評価		事後評価	
位置	用地の取得・借入(B1)	1.0	必要な期間の用地の利用が担保されている。	1.0	同左(現在仮換地となっている)
	災害防止・環境保全(B1)	1.0	自然的条件からみて災害防止・環境保全上支障がない。	1.0	同左
	アクセスの確保(B1)	1.1	施設へのアクセスは良好	1.1	同左
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性(B1)	1.0	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	1.0	同左
	敷地形状等(B1)	1.0	敷地全体が有効に利用されており、安全・円滑に敷地への出入りができる。	1.0	同左
規模	建築物の規模(B1)	1.0	業務内容等に応じ、適切な規模となっている。	1.0	同左
	敷地の規模(B1)	1.0	建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。	1.0	同左
構造	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)(B1)	1.0	執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込みである。	1.0	同左
	社会性、環境保全性及び機能性(施策に基づく付加機能に該当する部分)(B2)	1.1	施策に基づく機能が付加されている。	1.1	同左
評点		121	≥100	121	≥100

・評点が100点以上(121点)であるため、業務を行うための基本性能を満足している。

本事業の評価にあたっては平成24年12月21日に、客観性・透明性を確保するため学識経験者等の第三者から構成された事業評価監視委員会において説明しました。

【参考】官庁営繕の事業評価の実施方法等の詳細は以下のHPにあります。

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku_valuation_valuation.htm]

平成24年度営繕工事安全連絡会議(前期)について

営繕部 保全指導・監督室

営繕工事安全連絡会議は平成4年に通達された「公共工事の発注における工事安全対策要綱(建設省技調発第165号)」に工事の安全対策に向けた活動の一つとして、工事の安全に関する意識の向上を図るため、労働省等関係官庁、施工業者等との間で安全協議会安全施工に関する活動を年2回程度実施することとなっており、中部地方整備局営繕部の安全協議会としてもその趣旨である「安全意識の啓発」を目的として、建設工事の安全を推進するため、毎年度受注者を集めて営繕工事安全連絡会議を前期、後期の年2回開催しています。

今年度も8月27日(月)に愛知労働局の協力を得て、名古屋合同庁舎第2号館に、施工中の工事受注者及び工事監理業務受注者を集め、営繕工事安全連絡会議(前期)を開催しました。

前期の今回は受注者の安全対策について工事受注者の(株)竹中工務店並びに栗原工業(株)から、それぞれ「作業所における安全対策について」、「ヒューマンエラーを防ごう」という題目で事例の発表をして頂き、他の現場(受注者)にも参考になる内容となりました。

また、愛知労働局労働基準部安全課から今年度は特に屋根の踏み抜き等による墜落事故が増加しているということで、「なくそう墜落・転落災害」という題目で、増加傾向である墜落災害への注意喚起として講話をして頂きました。中部地方整備局営繕部からは「営繕工事における最近の事故と施工不良の例」、「安全パトロールの結果として良かった点、悪かった点」の報告を行いました。

議題

- 各社現場における安全対策について
「作業所における安全対策について」 (株)竹中工務店
「ヒューマンエラーを防ごう」 栗原工業(株)
- 営繕工事における最近の事故・施工不良例について
- 安全パトロール結果報告
- 「なくそう墜落・転落災害」
愛知労働局 労働基準部 安全課 大岩安全専門官

参加者:

工事請負業者	50名
監理事務所	6名
愛知労働局	1名
保全指導・監督室	7名
計	64名



～「公共建築の日」記念イベント～
「岐阜地方・家庭裁判所建設工事」において『現場体験学習会』を開催
岐阜工業高等専門学校の建築学生が職人技に挑戦！

営繕部 保全指導・監督室

岐阜地方・家庭裁判所の建替え工事の現場において平成24年11月16日(金)に、11月の公共建築月間の記念事業の一環として現場体験学習会を開催しました。

岐阜工業高等専門学校で建築を学んでいる4年生の学生(41名)が、現在施工中の鉄骨工事の見学と現場体験学習として鉄骨のボルト締めや鉄筋結束、タイル張りなどに挑戦しました。

最初に工事概要・設計趣旨説明を行い、その後、鉄骨工事の概要、製作、搬入、建て方手順などの説明を行いました。その後現場へ移動し、施工中の鉄骨工事現場を見学し、ふだん目にするののできない建て方や、地組施工などを興味深く観察していました。また、体験学習ではボルト締め、鉄筋結束、タイル張りなど、職人さんから工具の使い方や、作業手順などの説明を受け、初めて行う作業に戸惑いながらも楽しく体験しました。その後、岐阜工業高等専門学校卒業生の整備局、設計事務所、建設会社の担当者と意見交換会を実施し、現役生からの質問に対してアドバイスをを行いました。

見学会後のアンケートでは、「ふだん見るののできない工事現場見学や、体験学習ができたので参加して良かった」「ふだん聞けない話を聞け、今後進路を決めるのに大切なことを学べて良かった」などの意見を多く寄せられました。

今回の体験学習会を開催し、公共建築への関心を深めてもらうことができ、学生からも貴重な意見、感想もあり、成果のあった現場体験学習会となりました。今後も広く公共建築への理解を深めて頂くためにも、より良い見学会を開催していきたいと思えます。



鉄骨工事概要説明



タイル張り体験



鉄筋結束体験



意見交換会

「現場事故0」を目指し、工事担当者の安全意識の向上！

～「静岡営繕事務所 工事安全連絡会議」の開催～

静岡営繕事務所

静岡営繕事務所では事務所担当工事の「現場事故0」を目指し、現場における安全確保や工事担当者の安全意識の向上を図るため、8月29日（水）に「静岡営繕事務所工事安全連絡会議」を現在施工中の工事受注者9社、20名、監理業務受注者5社、7名及び職員の計35名の参加で開催しました。

会議ではまず北原所長より「安全についてやりすぎということはない。それぞれの現場で情報を共有し、安全に対する意識を高めて欲しい。」と呼びかけました。

続いて、静岡労働局の鈴木主任地方産業安全専門官から県内の労働災害で建設業における事故が昨年を上回っている現状や、施工における留意点、リスクマネジメントの重要性について説明をしていただきました。



所長あいさつ・静岡労働局
地方産業安全専門官講話



安全連絡会議

その後、事務所より「地下埋設物・躯体埋込み配管の事故防止マニュアル」や、「営繕工事における最近の事故・施工不良例」について説明しました。

また、静岡県警察学校本館建築工事を受注した鴻池組、監理業務を受注したOS設計より、それぞれの立場から見た「安全対策」の考え方や、鴻池組が取り組んでいる「安全対策」の具体的な事例について紹介してもらいました。

説明後の「意見交換」では他の工事受注者から安全に対する取り組みの紹介や、今回初めて監理業務を受注した設計事務所からは「非常に参考になった。」との意見が出され、工事関係者の「安全意識の向上」を図る事ができました。



意見交換



安全対策紹介

設計図が建物になるのはすごい！職人さんはすごい！

～静岡県警察学校本館新築工事現場で「現場体験学習会」を開催～

静岡営繕事務所

静岡営繕事務所では現在施工中の「静岡県警察学校本館」の現場で、国土交通省の仕事と建築をより良く理解してもらうことを目的として「現場体験学習会」を開催しました。10月22日(月)には静岡県立島田工業高等学校建築科の2年生(38名)を対象とし、11月2日(金)には静岡産業技術専門学校建築科の1・2年生(55名)を対象として2回開催しました。

まず、設計担当者から本館の施設概要と特徴について、引き続き監督職員より現場の進捗状況について説明をしてから、現場での体験学習をしていただきました。

参加した学生は授業では本や写真でしか見たことが無く完成すると目にするのがない、鉄筋、型枠、断熱材や支保工などの施工の様子に興味深く観察していました。

現場の体験学習では「鉄筋の結束作業」、「墨出しの作業」、「コーンのモルタル埋め」等を体験し、「難しくて上手く出来ない。」「数が多くて大変な作業で、職人さんはすごい。」「設計図が建物になるのは、こんな作業が必要なんだ。」等の感想が聞かれました。

また、当日記入いただいたアンケートでも「授業で聞いて学ぶより見て体験した方が良くわかった。」「現場体験を通じて現場に興味がわきました。」「作業されてる方の説明は文章の数倍分かりやすかったです。」など、現場作業を体験できたことが非常に良かったという感想が多く寄せられました。



公共建築相談窓口も設置しておりますので何卒よろしくお願いいたします。

電話番号： 052-953-8197
E-mail： eikei85@cbr.mlit.go.jp

詳しい業務内容等につきましては、ホームページもご覧ください。
(<http://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/index.htm>)

事務局：中部地方整備局営繕部 保全指導・監督室
電話番号：052-953-8196 E-mail：hoshikan@cbr.mlit.go.jp